

○休業期間中に於ける健康保険及び厚生年金保険の取扱について

(昭和二五年四月一四日)

(保発第二〇号)

(各都道府県知事あて厚生省保険局長通知)

標記の件に関して、別紙甲号の照会があったが、これに対して別紙乙号のとおり回答したから通知する。

(別紙甲号)

製糸工場に於ける休業期間中の健康保険及厚生年金保険の取扱について御伺い

(昭和二五年三月二四日 日製労二四第五三号)

(厚生省保険局長あて 日本製糸協会会长照会)

現在製糸業者の大半は左記の様な事由に依り休業中であります、右期間中は労働基準法第二十六条に依り休業手当として労働者に平均賃金の一〇〇分の六〇以上の金額を支払って居ります。

此の場合、健康保険及び厚生年金の取扱は、如何致したらよろしいか御伺い致します。

一 休業状況

1 現在工場数 三〇〇工場

2 休業期間 一か月 — 三か月

二 休業事由

1 現在製糸設備は四万九〇〇〇台であって、年間所要原料は一台当たり五四〇貫として年間約二六〇〇万貫の原料繭を必要とする。然るに、昭和二十四年度産繭量は一五〇〇万貫であって所要原料の五六%である。

本年度は、昨年度の繰越原料と自主的生産制限によって一月現在三〇%程度の原料不足である。

2 最近糸価の暴落により採算が採れない。

(別紙乙号)

休業期間中に於ける健康保険及び厚生年金保険の取扱について

(昭和二五年四月一四日 保発第二〇号)

(日本製糸協会会长あて 厚生省保険局長回答)

三月二十四日付日製労二四第五三号をもつて御照会になった標記の件については、左記により取り扱われたい。

記

一 被保険者資格は、工場の休業に拘らず事業主が休業手当を支給する期間中は、被保険者資格を継続せしめること。

二 休業中の標準報酬は、平常の給与を支給されるものは、その給与に基き、休業手当のみ支給されるものについては、その者の休業手当の額に基いて、これを定めること。

三 雇傭契約は存続するけれども、事実上の使用関係がなく、且つ、休業手当も支給されないものについては、従前のとおり被保険者資格を喪失せしめること。

(参照)

労働基準法第二十六条 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の一〇〇分の六〇以上の手当を支払わなければならない。